

保護者様

県立佐渡中等教育学校長

## 感染症による出席停止について

お子さんがかかっていると思われる病気は、学校保健安全法により、他の生徒に感染するおそれのある間は登校できないことになっております。必ず医師の診断及び治療を受け、十分に休養されますようご注意ください。

なお、登校される際は、下記の登校許可証明書に医療機関より記入いただくか、医療機関から発行された登校許可証明書を学校に提出してください。

### ●出席停止とその基準（新型コロナウイルス感染症については、別様式があります。）

(1) インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
(2) 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
(3) 麻疹	解熱後3日まで
(4) 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
(5) 風疹	発疹が消失するまで
(6) 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
(7) 咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで

○上記の感染症以外に、医師の診断によって出席停止扱いとなる感染症もあります。

(例) 感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎等

○出席停止期間中は欠席扱いになりません。

~~~~~ 切り取り線 ~~~~~

### 登校許可証明書

\_\_\_\_\_ 県立佐渡中等教育学校 年 組 氏名 \_\_\_\_\_

病名 \_\_\_\_\_

上記の生徒に関して、治療の結果他の生徒に感染の恐れのないことを通知します。

診 断 年 月 日 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_  
登校してもよいと認められる年月日 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名

医 師 名 \_\_\_\_\_

インフルエンザで再度の受診は必要ないと医師から指示があった場合は、再度受診していただく必要はありません。医師の指示を登校許可証明書に記載し、下欄に保護者氏名をご記入、押印の上ご提出ください。

\_\_\_\_\_ 保護者氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_